

特定非営利活動法人 中日本 PCI 研究会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中日本 PCI 研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を群馬県高崎市南大類町 885 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本の三大疾病の 1 つである心疾患及び血管に対する治療である PCI（経皮的カテーテル治療）に関して、ライブデモンストレーションや Case Review Course を通じて、治療困難とされている症例に対する、安全で効果的なインターベンション治療を普及させると共に、虚血性心疾患の病理病態に関する研究解明を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 前号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業
 - ① 医療に関する事業
 - ② 企業からの寄付並びに協賛に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 企業の広告に関する事業
 - ② 出版事業

* その他の事業から生じた収益は、特定非営利活動に関わる事業のために使用するものとする。

第二章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書におり理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第三章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

- (1) 理事：3人以上8人以内。
- (2) 監事：1人以上2人以内。

(選任等)

第14条 1. 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになって

はならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

- 第15条
1. 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等がある時又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
 3. 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 4. 監事は次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に監視不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条
1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(補欠補充)

- 第17条
- 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条
- 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合理事会又は総会において議決する前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条
1. 役員には報酬を与えることができる。ただし役員の内報酬を受け取る者の数は役員総数の3分の1以下でなくてはならない。
 2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条
- この法人に事務局長とその他の職員を置く。職員は理事長が任免する。

第四章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条

1. 通常総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかが該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条

1. 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に臨時総会を招集しなくてはならない。
3. 総会を招集する時は、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、この限りではない。
2. 総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した正会員の過半

数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

- 第29条
1. 各正会員の表決権は平等とする。
 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 4. 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条
1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及びその会議において選任されて議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

第五章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は理事を持って構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(開催)

- 第34条
1. 理事会は理事長が招集する。
 2. 理事長は、前条代2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
 3. 理事会を招集するときには、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

- 第37条
1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
 2. 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

- 第38条
1. 各理事の表決権は平等とする。
 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。
 3. 前項の規定により表決した理事は、36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条
1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者占め
(書面表決者あたってはその旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及びその会議において選任されて議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は次に掲げるものを持って構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終る。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、方は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の志望
(4) 死亡
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の決議を行なうときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なくてはならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4. この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に啓示するとともに官報に掲載して行なう。

第九章 雑則

(公告の方法)

第57条 この定款の施行について必要な雑則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立日から施行する。
2. この法人の当初の年回避は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 3,000 円
 - (2) 賛助会員 年会費 30,000 円
3. この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず以下のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定に関わらず、平成 21 年 8 月 31 日までとする。

役職名	氏名	備考
理事	高瀬真一	理事長
理事	大井田史継	副理事長
理事	武藤誠	
理事	小田弘隆	
監事	二上伸彦	

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定に関わらず、設立日から 20 年 5 月 31 日までとする。
6. この定款の改定は平成 20 年 11 月 15 日から施行する。